

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 10 月 17 日

新潟市長 中 原 八 一

道路の 種類	路線名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	白根 2-385 号線	新潟市南区松橋字圈内 605 番 地先から	前	3.4~4.2	266.4
		新潟市南区松橋字圈内 640 番 地先まで	後	7.9~12.4	268.6